

電気自動車等の整備業務特別教育のご案内

(一社)千葉県自動車整備振興会 教育部

労働安全衛生法59条、労働安全衛生規則第36条の規定により、標記作業に係わる業務には、特別教育が必要とされています。

下記のとおり、当該業務の講習を実施いたしますので、ご希望の方はお申込みください。

実施項目 ◎対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備業務（ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）等）

（作業例：バッテリー、モーター、インバーター、配線、サービスプラグの着脱等）

※令和元年10月1日より前に、「低圧電気取扱業務の特別教育」を受けたことがある方は、この講習を受ける必要はありません。

※講習修了時には、労働安全衛生法で定める「特別教育修了者」の証明をします。

修了証明は修了証の発行及び、整備士手帳をお持ちの方は手帳に「特別教育修了証明印」を押印します。

1. 実施日 : 令和7年2月5日（水）
受付 9:00~9:25 講習 9:30~17:00
2. 開催場所 : 千葉県自動車会館 教育センター 千葉市美浜区新港171-1
3. 受講対象者 : 自動車整備士（自動車タイヤ及び自動車車体を除く）資格を取得されている方
4. 募集定員 : 30名（定員を超えた場合、申し込みを締切らせていただきます。）
5. 受講料 : 会員価格 6,000円(税込) 員外価格 9,000円(税込)
6. 持参品 : 整備士手帳（所持者）、電卓、筆記具、昼食
7. 申込方法 : 令和7年1月募集開始です。令和7年1月24日（金）までに下記アドレスまたはコードを読み取り、お申し込みください。

https://x.gd/denki_



8. お問い合わせ先 : 教育部 TEL: 043-241-7247